

北見市における訪問歯科診療の相談手順の標準化と使用文書の活用に関わる要領

1. 目的

- 本通知は北見市における訪問歯科診療の開始にあたり、介護支援専門員等と北見歯科医師会 オホーツク圏域在宅歯科医療連携室が行う手順を示し、北見市における訪問歯科診療の積極的かつ円滑な活用を図り、もつて在宅療養者の健康維持に資することを目的とします。

2. 策定の経過と通知要旨

- 訪問歯科診療の相談にあつては平成 29 年に「オホーツク圏域在宅歯科医療連携室」が北見歯科医師会内に設置されましたが、相談の依頼数が少なく推移してきました。しかし相談数が少ないからといってニーズが無い訳ではありません。要支援・要介護高齢者の口腔内の状況は良好とはいえないことが多く、潜在的な歯科医療や口腔ケア等のニーズがあると考えられますが、ニーズを把握することが難しく、介護支援専門員等も含めた要支援・要介護高齢者に関わる他職種との連携が必要です。
- そこで介護支援専門員等から既に設置されている「オホーツク圏域在宅歯科医療連携室」に対する相談依頼を明確にすることにより、要支援・要介護高齢者に対する訪問歯科診療等のニーズをサービスへ結び付けやすくすることが重要と考え、令和 3 年度の北見市在宅医療介護連携推進事業の一つとして北見市医療・介護連携支援センターにおいて取り組むこととなりました。
- その後、北見歯科医師会と協議を行い、対象を北見市内に限定した要支援・要介護高齢者とするを条件に、北見歯科医師会と北見市医療・介護連携支援センターの両方で「北見市における訪問歯科診療の相談手順」及び「北見歯科医師会オホーツク圏域在宅歯科医療連携室相談依頼票」を作成いたしました。

3. 手順について

- 本手順の対象は北見市内に在住する要支援・要介護高齢者で、歯科医院への通院が困難かつ、かかりつけ歯科医師の訪問歯科診療が受けられない場合のみに限った場合での手順を示したものです。

「北見市における訪問歯科診療の相談手順」 (資料 1)

4. 使用する文書について

- 北見歯科医師会 オホーツク圏域在宅歯科医療連携室 相談依頼票(様式 4)
介護支援専門員が訪問歯科診療の相談や活用したい時に訪問看護事業所へ提出する文書です。

5. 開始期日

- 令和 3 年 6 月 1 日(火)から開始とします。

6. 問い合わせ先

- 北見市医療・介護連携支援センター TEL0157-51-1244 メール kitami.medicare@nouge.gr.jp

7. その他

- 相談依頼票(様式 4)は北見市医療・介護連携支援センターホームページからダウンロード可能です(エクセルデータ)。